

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し（案）に対する 県民意見募集（案）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第2号ロの規定に基づき、下表のとおり生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型を見直す。

表 生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し

水域区分	水 域 名	範 囲	類型*・達成期間**
庄内川等水域	日光川	全域	E・ハからD・イ
	新川下流	新橋より下流	E・ハからD・イ
	五条川下流	待合橋より下流	E・イからD・イ
豊川等水域	豊川下流	下条上水道取水地点より下流	B・イからA・イ
	豊川放水路	全域	C・イからB・イ
	音羽川	全域	C・イからB・イ
	佐奈川	全域	D・イからC・イ
	汐川	全域	E・ハからD・イ
	梅田川	全域	C・ハからC・イ

備考 *水質環境基準（河川）の類型

類型	BOD※	利用目的の適応性
AA	1 mg/L 以下	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
A	2 mg/L 以下	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの
B	3 mg/L 以下	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
C	5 mg/L 以下	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの
D	8 mg/L 以下	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの
E	10 mg/L 以下	工業用水3級、環境保全

※河川の有機汚濁の代表的な指標

(注)自然環境保全：自然探勝等の環境保全

環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

**達成期間

「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成を示す。

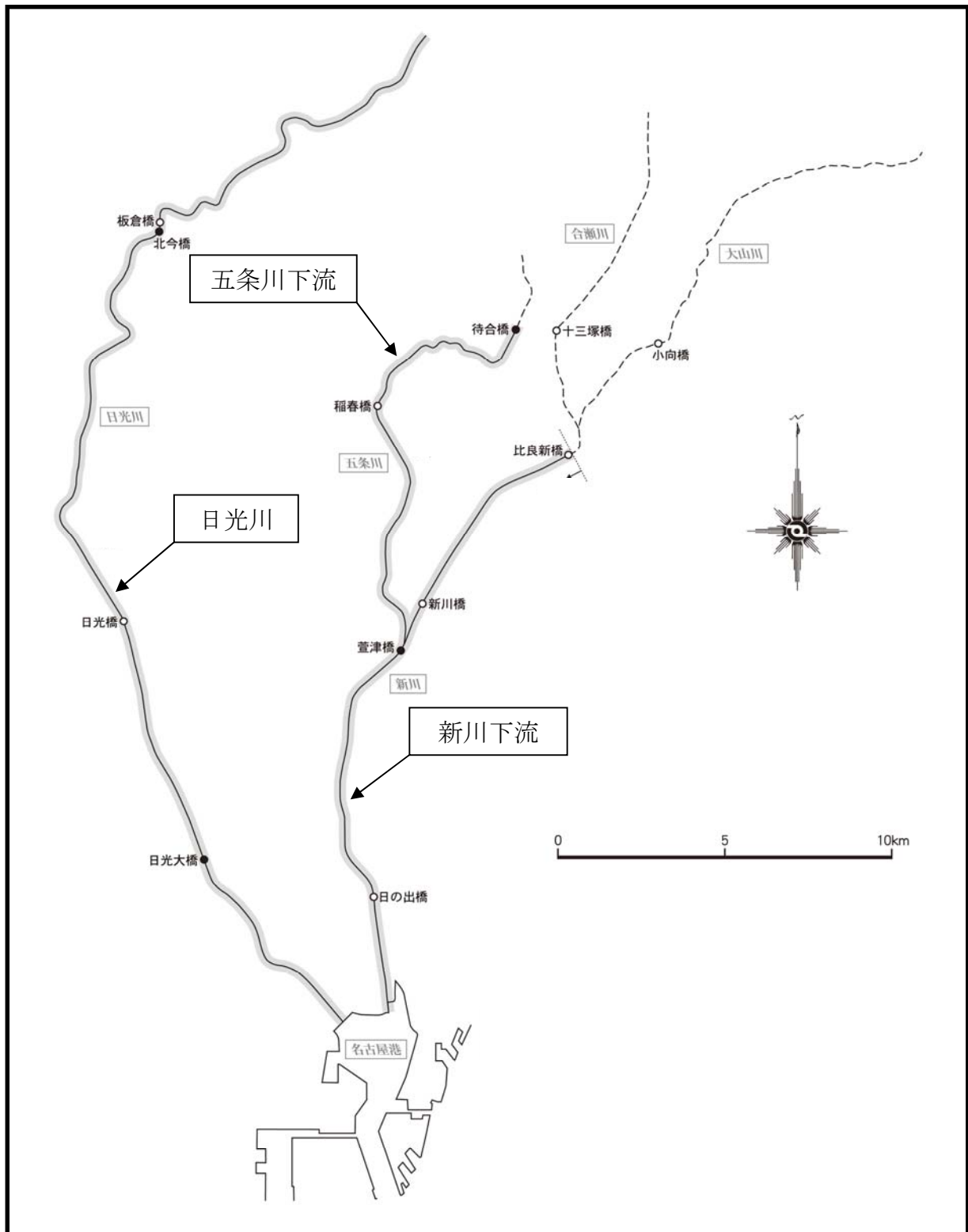


図2 庄内川等水域（日光川他）の詳細位置図

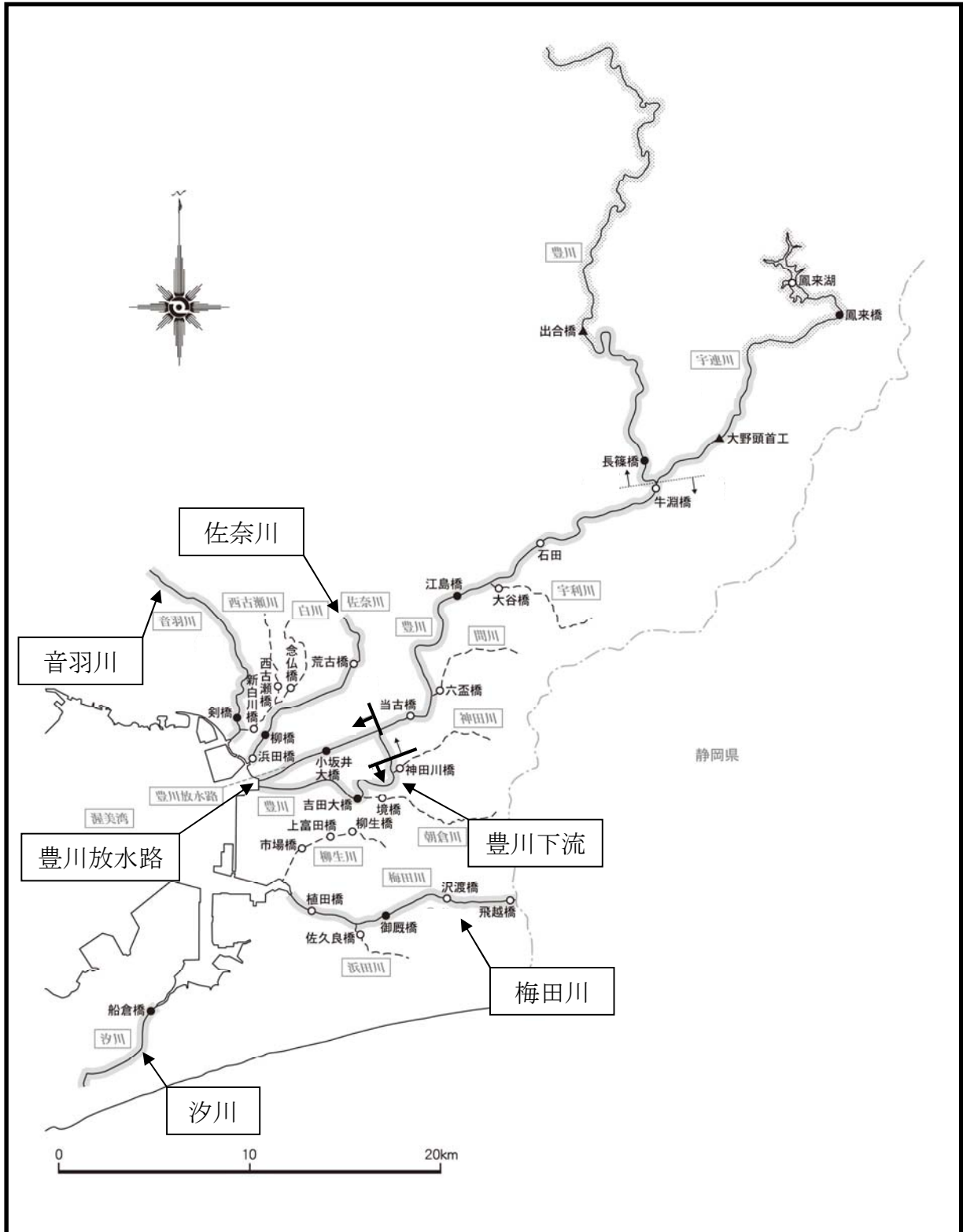


図3 豊川等水域の詳細位置図